

総会記念講演（要旨）

辺野古訴訟と地方自治

講師：紙野健二（名古屋大学法学研究科教授）

はじめに—辺野古訴訟とは

ご紹介いただきました、紙野です。先ほど話がありました辺野古訴訟支援研究会という団体の代表ということですが、私が辺野古問題で講演するのは今回がはじめてです。これまで、何をしてきたかと言うと、主催者あいさつ、それから、まとめの報告ぐらいで、5～10分ぐらいの話をしてきました。ちゃんとした報告をするのは今回が初めてです。

支援研究会としては、これまで、東京で2回、沖縄で2回、講演会を主催してきました。そのたびごとに東京や沖縄の自治労連の方々とか、自治体問題研究所の方々に大変ご苦労いただいて、そのおかげで、なんとか集会としては非常に成功を収めたといってもいいのではないかと思います。

先ほど、榊原先生からご紹介ありましたように、行政法の人々が10数名集まって、ちょうど去年の春のころ、岩礁破碎、サンゴの岩礁破碎の事件があって、勉強が始まったということです。それで、秋に行政法学者が96名の声明を出しました。そのしばらく前の夏の頃が憲法の先生方が安保法制の運動をなさっていた時期です。あの頃の憲法の先生方の運動を新しいタイプのといった方がいますが、冗談じゃない。昔から憲法の先生方はそういう運動をなさっている。そういう先生方はたくさんいました。

新しいという話が広がったと見えますけども、決して新しいとか、そういうことではありません。昨年、秋以降の私たち行政法学者の運動というのは非常に新しいと言われるかもしれませんが、この自治研の活動であるとか、いろんな訴訟に携わってきた先生方が多数おられるわけ



です。決して学者といっても机にかじりついた人ばかりでは無いわけです。それでも実際に動きを視野におきながらそれぞれ、その時その時の発言をしていくと単なる発言でなくて、継続的にその節々を押さえた行動をとっていくということは、それは、確かに新しいものであるかもしれませんが、それなりの責任の取り方、研究者としての取り方として、それはそれでよかったし、それはちゃんと続けていかなければという風に思っています。

はじめに結論めいたことを言いますが、だからその時その時自分の飯のタネとしてやっていく、ことごらの内容を発していくのは、それはひとつの責任だと思います。物事が終わってから、後になって、ああだった、こうだった、と言うように評論するのは誰にでもできます。多くの資料を読んで、最後にこうだったよねと言う事は、誰にでも言えると思うんです。そうじゃなくて、今起こっている、これまで、ここ2年の間に起こってきた事柄というのは、ちょっと、これは、黙視できないな—と言うことが多々あったので、その時その時に行動して、方向性を出して、そして発言をしていくというのは改

めて言いますけども、一人の学者としての責任の取り方だと、自分もそれに、こうあったという実感がありますので、忙しくてもそのことでいろんなところに迷惑をかけることもあったわけですが、私自身は納得をしているわけです。

先ほど申し上げたように私は、ただいちばん年上と言うだけで代表しているわけであって、この問題について、非常に掘り下げた見識をお持ちの方は多々おられるわけで、そういうつもりで、今日の私の報告を聞いていただけたらなあと言うふうに思います。

仲井真知事から翁長知事へと戦いの始まり

お配りしているのは、レジメとそれから1番新しい『住民と自治』に載せました2,500字の原稿で、いちばん新しいやつですね。いちばん最後は沖縄タイムズが判決の直後に書いてくれと言ってきたのに答えたものです。内容的にちょっと重複しないようにしました。『住民と自治』のほうは、先程言いましたように2,500字で3日で書きました、ゲラの最終ゲラで、最終で4稿、5稿あって、そこに空白があるのは、原稿締切ストレスに出したかと言う証拠みたいなもので、これ以上はダメですよと言われて、そうですかあと言って、お願いしたと言うものです。『住民と自治』の方は「です、ます」体で書きましたし、多少分かりやすいかなという風に思っています。

それに対して「沖縄タイムス」の方がちょっと視角、視点を変えて、高裁判決を攻撃というか、全然ダメ。判決として、全然なってない。文章も変だしというトーンで書きました。これを読んだら裁判官はめちゃくちゃムカつくと思いますが、それを狙ってと言うか考えたわけではありませんが、裁判官としてはこんな風と言われるたら面子も何もあったもんじゃいらないと言うこともあろうと思います。全体として今の時期ですので、最高裁でなんとか高裁判決の過ち・誤りを正してほしい、直して欲しいと言うトーンで書いています。もちろん日本の裁判所はどうかと言うと、これまで日本の裁判所が憲法問題についてどう言う態度をとっていたかと

いうと、今の考えはどうもよくないのですが、一応横に置いて、こういうひどい判決なので、正してほしい、それを願っている素直な気持ちで今のところはいるわけです。正直言って、それほど期待しているわけではありません。にもかかわらず司法の権威を回復してほしいと、そういう気持ちなわけです。

内容は、高裁判決と言うのは法治主義を無視し、地方自治を無視している。と考えるからです。辺野古訴訟と法治主義と言ってみたり辺野古訴訟と地方自治と言ったりしますが、これはどっちでもいいいいと言えいいんですけども、大きく言えば前半部分といいますか、去年の秋頃までは法治主義の問題を大きく言っているようだったと思います。ところが、いくつかの訴訟合戦になって一応、訴訟と国地方係争委員会に一本化して、それでも、もう1回訴訟に行って、6月に訴訟があって、9月に判決が出た。その流れは全くと言うわけではありませんが問題について、そういう意味で言えば法治主義から地方自治へと言い方も代わったと思うわけですが、多少重点の置き所が異なって、法治主義。法治主義と言ってもいいし、地方自治といってもいい。どちらでもいい、そう言う問題だと思います。ちょっと重複になるかもしれませんが、何だったんだ、どういう、訴訟だったんだということから始めてみたいと思います。

訴訟の特徴

そもそも辺野古問題は初めから訴訟であった訳では無い。知事が代わって、それがきっかけで訴訟になっていくということ、よくですね、辺野古問題というのは知事が代わったから、そうなんだ、知事が代わったから、こういう風にモメだしたという人もいますけども、非常に短絡的なものの見方です。知事が代わって、考え方が代わって、もう一回見直してみたら変だった。だから前の知事さんがやった承認を取り消したんです。そのプロセスをちゃんと踏まえる必要がある。知事が代わって、承認取り消したら、また知事が代わって、また知事が代わったら、また取り消しの取り消しの取り消しをする

のかという論調があります。これは正確ではありません。先ほど申し上げたように翁長さんが知事になってもう一度きちんと調べなおして、仲井真さんのした承認が違法だったという結論を出して、それで取り掛かっているわけです。そのプロセスを認識する必要があると思います。ですから翁長さんが取り消したことが妥当だったかどうかというのが最大のポイントなのです。だから取り消すのに日数をかけて、かなり慎重に調べなおして、そういう結論を出しているわけです。その点を決して軽視できないわけです。実はその辺が非常に無視されているわけで事柄を非常にややこしくしていると思うんです。

法治主義と地方自治がどうかかわるのか

『住民と自治』の原稿を読んでもいいのですが、レジメに沿って話をすすめたいと思います。翁長さんが仲井真さんのした承認を取り消したことが発端だと言う事は確かです。仲井真さんのした承認を取り消されると工事ができなくなります。工事ができなくなると困るので翁長さんのした承認取り消しと言うものをなんとかしたい。亡きものにしたい。そのために、どういう手段をとったかそれがお話の大きな筋だと思います。途中を飛ばしています。途中いくつかの訴訟があって、ごちゃごちゃになって訳が分からなくなるわけです。3つの訴訟がお互い鉄砲を撃ちあって一応決着する、一応和解することになります。和解というのはなんだと非常に大問題になりまして、こういう訴訟で、和解があるのかと言うことも1つの問題でしたし、ずっと闘っているのに、和解でも、双方とも矛を取めたのかという見方もあります。

けれども、そうでもなかったんですね、闘い方、争い方について一応、整理をしてもう一度仕切り直し、そういう意味での和解であったわけです。その和解をした結果、どういうふうになったかと言うと、どういうふうに再スタートを切ったかと言うと、地方自治法の定める、国地方係争委員会と言う紛争処理機関に一旦は委ねたわけです。紛争処理機関は裁判所ではありません。紛争処理機関に委ねたわけですが、ど

ういう風に委ねたか、どちらが委ねたかと言うと、承認を取り消した翁長さんの承認を取り消した事に、国交大臣がそれはダメだろ、やめなさい、それは是正しなさい、という指示を出しました。指示と言うのは、それに従わなければいけないのか、どうかというところはなかなか微妙なところですよ。指示に従わなければならない義務。義務に違反したらどうなりますか。この辺はなかなか微妙なところがあって簡単には説明できないんですけど、国と地方の関係において指示をする。指示に従わなければいけないのか、というのが問題になったわけでありまして。翁長知事側からすると、そういう指示を受けるいわれは無い、自分たちの権限なのに、なんで国からそういう権限は誤っているといわれる必要があるんですか。と言うことの審査の申し出をしたわけです。国地方係争委員会はその指示が適法かどうか、大きく言えば県の言うことが正しいのか、国の言うことが正しいのか、どちらですかと結論を出すのが普通のパターンだったわけです。

実際どうでしたか、国地方係争委員会はどちらが正しいかと言って、今回の紛争を解決することにならないので、もっと協議を重ねなさい。指示が適法かどうか審査はしないで、どちらの解釈も一応はらに持って、真摯に協議しなさいと、そういう決定を出した。県は話し合いなさいと言われたので、国のいくつかの機関に対して、係争委員会がこう言っているから話し合いましょうよということを申し出ました。何を話し合うかと言うと、沖縄の新たな基地と言うのは普天間基地の代替施設ですが、基地と言うのは沖縄県でなければいけないのですか。それとも県外の可能性もあるのですか。高度に政治問題だと思うのです。でも、つまるところその問題を避けて問題の根本的解決ができないのではないかと、予てから言うことであって、従って、それも含めて真摯に話し合いましょうとしてきた訳です。まっとうな話だと思うんです。

ところが国の機関は全く応じようとしなかった。無視をしてきたわけですね。でどうしたかと言うと、話し合いに応じないで係争委員会の

結論が出て何日か経ったら、もう県知事はその係争委員会の結論に服さないという事実、そういう既成事実ができてしまうんだと解釈をして、それで不作為だ。係争処理委員会の決定に従わないという事実が固まったんだと言う。今回の不作為違法確認訴訟という訴訟を提起してきたわけです。

不作為ですか、当時の状態に係争処理委員会は話し合いなさいと言って、そしてそのとおり県知事は話し合いましょうということ、国の機関に申し入れて来たわけです。それを指して「なんで不作為ですか」と言うのが県の立場です。

ですから、不作為違法確認訴訟が提起されてから、今度は県の側は決して不作為ではありませんという主張、ともう一つは万一不作為としても、それは違法ではありません、の主張と、2つを同時にすることになったのです。これが今回の不作為確認訴訟の中身なのです。まったく新しい訴訟です。この制度ができたのは平成24年。全く新しい訴訟で、これまで判例も何もありません。総務省の解説書には一応、考え方がいろいろ書いてあるのですが、けれどもそれをどのように理解するのかと言うと総務省の解説書もこういう事例を想定しなかった。けっして積極的な論拠を示している訳では無い。そういう形で今回の訴訟が争われたのだと言うことを理解していただきたいと思います。

これが不作為の違法確認訴訟だと言うわけです。問題を少し戻って考えてみたいと思います。そもそも国と地方公共団体、今回、国の機関と県知事、国交大臣と県知事はどういう関係にあるのかということを考えてみる。まさに地方自治法の問題です。

公有水面埋立法の仕組み

公有水面埋立法という法律ですね(右上参照)に。これは、海を埋め立てて、陸地にする。どういう場合に陸地にすることができるのか、どういう場合に海を埋め立てて陸地にすることができるのか、ということについてこの法律が定めているわけです。この条文は免許の条文です。今回は承認と言っていますが、これは埋め立て

公有水面埋立法 (大正十年四月九日法律第五十七号)

第四条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

一 国土利用上適正且合理的ナルコト

二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト

以下略

をしようとするものが国の機関の場合は、承認という言葉を使って法律を準用しているのですね。以下、免許と言ったり承認と言ったりしますが、これは同じ事を指しています。

四条の条文を現代語訳すると「各号に適合すると認める場合を除く外は、埋め立ての免許をすることができない」という意味です。要するに各号に適合すると認める場合でなければ免許はできない。そういう意味に読まなければいけないのです。こういうタイプの条文と言うのは無いわけではありませんが、比較的少ない事は確かです。こう言う場合でなければ、できない。こういう言い方をすることによって、可能性も広げたり、可能性を狭めたりしているわけですが、この場合は、これこれの場合に該当する場合でないダメだよ。これこれの場合に該当する場合でないダメだよと、言うことは、これこれの場合に該当してもダメな場合もあるということなのです。

この辺の日本語の理解は誰にでもわかるような気がするんですけども、案外、そうでもない。高等裁判所のこの条文の読み方は変じゃないのとは私は思います。私たちと一緒に連携している行政法の仲間たちは「こうした高等裁判の読み方はないでしょう」と言う風に考えているわけです。これこれの場合に該当しなければ、「免許はしていけない」と言う風に言われているだけです。この1号2号、いずれも非常に重要な情報なんですけども、これに当たるか当たらないかと言う議論と、同時にそうであったとしても免許することが適切かどうか

の判断権を持っている行政庁、すなわち県知事に委ねている、任せている。県知事はそういう判断権を持っているわけです。県知事が持っているわけです。繰り返しますが、県知事が持っているわけです。国交大臣が持っているわけではないんです。県知事が持っているのに対して、国が非常に例外的な場合ですけど、是正の指示ができるということがあるんです。非常に例外的です。権限を持っているのは県知事です。県知事が持っているけども、非常に例外的な場合ですが、国がそれを改めさせることができると言う可能性はないわけでは無い。なぜ、そのように限定するのかと言うと、国と地方公共団体は対等な関係だからです。上下関係に立っているわけでないからです。

地方公共団体の機関が、つまり県知事は国の言うとおりにしなければいけないと言う事はどこにも書いてないからです。当たり前です。戦前のように国の機関と地方公共団体は上下関係が成立しているわけではないからです。それが独立して対等の関係であるからこそ、県知事の持っている権限というのは尊重されなければいけない。そんな事は地方自治の当たり前の考え方だと思いますね。ところがそれがなかなか通じない。それを国の機関、国交大臣も理解していない、もちろん内閣も理解していない、裁判官も理解していないというのが今の現実だと思うのです。

もう一つ付け加えておきます。当初、埋め立ての申請をしたのは防衛局長、防衛省の1つの機関。防衛省の機関が埋め立ての申請をして、県知事とのあいだでやりとりがあって、それに対して今度は国交大臣の方から、お前なんで取り消すんだ、取り消すなよ。元に戻すようにと言ってきたのが本件なのです。このあたりがまた、実態を複雑にしているんですね。

去年の上半期の頃、私たちは盛んに「なりすまし」と言っていました。何が「なりすまし」かと言うと、防衛局長があたかも私人たる事業者のような顔をして、本当は国の機関なのに私人のような顔をしていろいろ承認取り消しに対して法的手段を行ったり、岩礁破碎と言って工

事のために必要なサンゴを壊す工事を行ってきた。その場合に許可の申請をする。承認の申請をする。これは一般私人としてやっているんだ、と主張していたわけですよ。一般私人として防衛局長が承認をする。なんでそんなこと言うかと言うと、ちゃんと根拠があるんですね。

それを言うことによって執行停止、そういう訴訟の、あるいは行政不服審査法上の手段を使えるからです。行政不服審査法・行政不服審査制度と言うのは、行政庁が行った処分に対して、私人が不服があったら申し立てる。不服を申し立てる相手方というのはいろいろあって、今回の場合は、県知事のした処分に対して、岩礁破碎の場合は農林水産大臣、農林水産大臣にも申し立てる。サンゴを壊して、サンゴを一部であれば壊して良いと、そういう許可をもらったのですけども、その壊し方が並外れたものだったので、その許可を取り消すよと言われたわけです。その許可を取り消されると工事ができませんので、それについて不服申し立てをしたのですね。私人として行政不服審査法上は防衛局長が私人としてそのことができる。その相手側はどこだと言うと、農林水産大臣です。じゃ一国の機関が申し立てて、国の機関が、その適否を判断すると、それは初めから結論が決まっているでしょうと。そういうことが当初問題になりました。

岩礁破碎の事例、それをそのまま使って、前半戦のときにはですね、ときには国の機関が私人としての顔をしてなりすまして、本来執れるかどうかははっきりしない手段をもって、承認取り消しの効力を否定しようとしてきたわけです。もう一回なりすましました。今度はどういうなりすましかと言うと、これも大変複雑なんですけども、承認取り消しと言うのは、承認取り消しの場合は農林水産大臣でなく国土交通大臣なんですね。国土交通大臣が絡んでいる。国土交通大臣が県知事に対して承認取り消したらダメだろうと言うふうな、そういうことを言うてくるわけです。

防衛局長が言ったわけではないんですよ。申請者である防衛局長が言ったんでなくて、国土

交通大臣が、お前そんなことをしてはダメだろうと言ってきた。国土交通大臣は一体どういう資格で、どういう顔をしてきたかと言うと、防衛局長が言うように言って、承認取り消しを潰しにかかってきたわけです。

ちょっととこれはすぐに理解できないかもわかりません。なかなか理解しがたいところがあります。県知事からするとこちらに防衛局長がいますよね、こちらの後ろのほうに農水大臣になりますよね。こちらとやり取りをしていたら、こちらの方からお前そんなことしたらダメだろうと言われた。こちらの人とこちらの人が、あれ同じじゃないのと言う。そんなのもありかという、そういう仕事仕組みが法制度の運用において許されるのかと、そういう問題だという意味でこれは法治主義の問題なのです。法治主義というのは憲法でも行政法でも教科書に出てくるんですけど、こんな法治主義の登用はあり得ないから、手続き的な公正なものにもあったものじゃない。

本来はもしも争うんだったら防衛局長と争ってくればいい、そうじゃなくて国交大臣の方から争ってきた。なんでそんなことしたのかなあと言う風に考えるとちゃんと答えはあるのです。こちらの防衛局長の方から争うとすごく日数がかかる。2～3年ぐらにかかると。それより農水大臣の方からクレームをつけさせて、翁長さんがやった承認取り消しをひっくり返した方が簡単にいく、というそういう事なのです。こんなに乱暴なことが許されるのかという意味で、これは法治主義の問題だ、と言ってきたわけです。今、私が言ったことは地方自治法の仕組みの運用実績もないし全く新しいことなので、あまり理解されませんでしたし、今も理解されているかと言うとあまり、そうは言えません。

この中には法律家以外の方、あるいは実務でお仕事なさっている方も多いのですが、大丈夫です。行政法学者もあまり分かっていないから、そういう難しい問題なのです、よくわからなくてもそのとおりだと思うんですね。私たちは今年の夏ごろに「辺野古訴訟と法治主義」と言う本を急遽出版しました。私は榊原さ

んと違っていちばん原稿を出すのが遅かった。ごめんなさい。遅かったのは理由がちゃんとあります。最後7月22日に提訴があって、すぐその頃までずれ込んだのです。ずれ込んで、やっぱり経過をちゃんと踏まえて、結局何が問題でどうなっているか、ということを書かないといけない。だけど、どうもうまく整理がつかない、何が問題になっているのか、訴訟は訴訟として、お互い弾の打ち合いをする。個々の論点について、ただ弾の打ち合いをするということと、これって一体何が問題なのか、という事はちょっと別の問題なんです。相手が言ってきたら反論をしなければいけない。反論しながら考えなきゃいけない。こういう争い方って、本当にいいのだろうか、あるいは向こうが考えていることを反論しなければいけないけれども、裁判官が考えることは一体なんだろうか。

そして今回は国地方係争委員会という総務省の中に設けられた、紛争処理機関の考えることが一体なにだろうか、と考えながら、ちょうど今から半年前ですね、6月頃は結局何を考えているのか解らない状況のもとで行政判断をしながら県側対応に助言と言いますか、こうしたらいいんじゃないのと意見交換をしながら進んできたというのが実態なのです。

高裁判決—事実認定

この問題に裁判所から、9月16日判決が出ましたけれども、結局、国地方係争処理委員会も何を考えているのかわかりませんでした。判決が出るまであるいは決定が出るまで、文書のやり取りをする。委員会からあるいは裁判所から、ここは当事者に問い合わせをするんです。取り合わせで考え方を固めて行くんですけど、一体どういうつもりで聞いているんだよ、こういう質問するって全然わかってないじゃん。こういう質問に答えると畏にハマってしまうんじゃないかな、と思ってみたり、でも尋ねられたら、ちゃんと答えなければいけないし、どのように答えていいかわからないと言うことで十何回も文書を往復させながら係争処理委員会や裁判所は決定や判決を出したというのがその実態です。

公有水面埋立法の理解

公有水面埋立法という法律4条の構造をよく見てほしい。先ほどいいましたような構造になっているので、承認する免許をすること、を制約的に考えている。そのへんについて裁判所の理解というのは、どうも変な理解をしているのではないかと思っているわけで、国の見解と県知事の見解が違っていても、国の機関・国土交通大臣が知事に対して誤っているから是正しろ、とそんな簡単に言えないですよ。そういうことについても、裁判所の理解は正しく理解していないのではないか、と思っているわけです。

裁判所の判決というものは双方当事者がある程度100%でないにしても、相当程度納得する事実をちゃんと確定して事実はどうだろうね、ということ。少し不満が残っても8割ぐらいは、はいそのとおりですと、双方当事者の承認というか同意というものがあって、判決を書き始めるものです。どうもこの判決は、その例についてもちゃんと公正な態度に欠けるところがある。特に県側からすると、県で言っていないことを述べてみたり、歪曲したようなことを言ってみたり、それを事実として組立てて、議論を組み立てて言っている事が多々あるので、事実審理が非常に歪んでいると県側は考えているわけです。

この辺は事実審理が不十分であったと考えているので不十分な事実審理に基づいた判決であった。裁判所の判決としては受け入れられないから上告をしている、そういう理屈になるわけです。だから最高裁判所に対しては、もう一回調べなおすように高等裁判所に差し戻してください、と県側は主張しているわけです。もう1回事実を調べ直せと高等裁判所に言って欲しいと考えているわけです。

そして公有水面埋立法について裁判所の理解はあまりに正しいとは言えないのではないかと思っています。特にこの1号要件と言うのは「国土利用上適正且合理的ナルコト」、非常に緩やかな包括的な言葉です。包括的な条項なのです。この中に、防衛上の問題、安全保障上の問題が入ってくるといいますか、そこに含まれ

てくるわけです。

「国土利用上適正且合理的ナルコト」を誰が判断するかということです。先ほどから繰り返していますが、法律上は都道府県知事が判断をするわけです。よく新聞とか雑誌の中で、国の安全保障か地方自治かと、いう問題設定があります。国の安全保障、それは国の専権だ。国だけが考えることができる権限だから県知事はそれについて判断することができない。と言う論調があります。ただここで問われていることは、そういう事ではないわけで、「国土利用上適正且合理的ナルコト」がどのような範囲を含むのか、何と何が対立して、何が優勢で何が劣勢に立つのか、総合的に判断するのは都道府県知事だというのがこの法律の仕組みです。法律の趣旨です。

「防衛上、安全上の目的が唯一だ。」の考えはちょっと無理です。「国土利用上適正且合理的ナルコト」の内容として、仮に防衛上の観点が入るとしても、それが唯一だ。だから基地を造らせない。と判断はありえない。それは解釈論として、全く無視です。その点はマスコミとか一般的な評論の中では十分触れられていない論理です。

もう一つだけ、4条の条文の2号というのは環境上の配慮の問題です。裁判所が1号の論点を熱心に議論をするわけですが、2号の論点については、積極的なことは入っていません。むしろ非常に緩やかな、埋め立ててから後でいろんな事を環境に配慮したらいいじゃないか、という非常に寛大な、承認をするという観点に立った、非常に緩やかな解釈をしています。このあたりも4条の理解からすると、およそ考えられないような理解をしていると思うわけです。

3ページの高裁判決の問題点として、おおまかに言って2点あると考えているわけです。1点目は十分審議を尽くしていないということです。非常に杜撰だと言うことです。その点のみでも判決の差し戻しを求めたいというふうに考えているわけです。

2つ目の点は、今言いましたように法治主義

と地方自治の原理に違反していると、そういうことに繋がるだろうかと思います。

むすび—最高裁判決はどうなる

最後に結びとして、こちらの方が非常に気にかかるところです。最高裁判決はどうなるか、この様に高等裁判は、非常に行政法学的に問題が多いところなのですが、最高裁判決が、私が言ったような期待に答えて、もう一度事実審理をやり直す。あるいは地方自治法と公有水面埋立法の解釈を、もう一度慎重にやり直す、と言うような態度をとるだろうか、もちろんそのように期待していますが、素直に考えてみるとなかなか難しい、と思うのが率直なところです。

実は沖縄でシンポジウムをしたときに私は1番最後の挨拶をしたわけです。そのとき私自身は「非常に悲観的だ」と言ったわけです。新聞にもそのように載りました。残念ながら的中しました。どうしてかと言うと、高等裁判所の審理が変だったからです。弁護団の方々もいつも言っていました。大変な訴訟指揮をしていた。だいたい、これは結論から見えていたと思ったわけです。ただ、ああやって国を勝たせるとすれば、どういうふうに国を勝たせるかと思っていたので、実際にあるのですよ。本当にひどい判決があると思っています。

本土の新聞を全部見たわけではありませんが、くっきりと分かれているようです。沖縄の沖縄タイムスと琉球新報は本土の新聞と全く違います。明確に高等裁判所判決に対する批判をしていますし、よく勉強しています。私たちのところに新聞記者から事前に取材の申し込みがあって沖縄の2社、あと共同通信社と時事通信社。日本の本土の新聞は基本的に通信社の流す記事で書きます。あと少し書き加えますが、通信社の記事をコピーしているようなものですから、通信社にはきちんとコメントを意識的にしました。日経とか朝日とか、中日新聞はちょっと違います。中日新聞はご存知のように他の新聞と違うトーンを出しています。通信に対するコメントは、そういう意味で非常に重要だと再認識をしました。ちゃんと勉強して書く新聞社

と、1回ぼっきりなのでいい加減に書く新聞社とは明らかに違います。私たちもキチンと対応をすべきだと反省したり、いい加減な対応をしてはいけない。責任があるなど思いました。

最高裁判決はどうなるのか。先程言いましたように私の希望としてはきちんと高裁判決のいろんな欠点を是正して、もう一度差し戻すなり、適切な判断、方向性を示して司法としての役割をはたして欲しいと思います。これもなかなか判断としては、難しいのではないかと、可能性としては難しいのではないかと思います。とりわけ、最近の憲法上の争点、例えば参議院の定数の問題であるとか、あるいはその他の憲法上の争点についての最高裁のスタンスを見ると、この問題についても適切な判断を下すとは思えないと思っています。

2つ目に菅原文太が「弾はまだ残ってるがよう」と、まだ手段はあるという。まだまだ闘いの手段は残っていると言えるのです。10月19日の沖縄タイムスの記事に県当局は3つの手段に絞って、次の手段を検討しているとありました。これはネットで見たのですが、以前から非公式には、県当局は次の手段を考えていると聞いていましたし、沖縄の新聞社も明確に意識しています。

3つ目の点はどういう点かと言うと、岩礁破碎の免許期限が3月で切れるんです。3月に免許が消えたら、改めて許可申請をしなければなりません。それが第1。第2はサンゴの採捕許可。3つ目は設計変更の申請をもう1度、し直さなければいけないと考えています。この3つを新聞は報道しています。もう一つ承認取り消しでなく、承認の撤回と言う方法もあります。ここで、取り消しと撤回の区別をお話するわけにはいきませんので、避けませんが、いくつかの論点、いくつかの武器を県知事は持っています。そのことの3つを新聞は報道しています。もう一つ、承認の取り消しではなく承認の撤回という方法もあると言う風に考えられるんですが、ここで撤回と取り消しの区別をお話するわけにもいきませんので避けませんが、いくつかの論点・いくつかの武器を県知事は持っています。その

検討を始めたとの新聞記事です。しかしこれがあるからといって、そう楽観できるものではないと思います。

沖縄県議会の野党勢力は百条委員会の設置を要望しだしたと言われていました。要するに翁長知事の抵抗をやめろと言う動き、あるいは巨額の賠償金請求を国が用意しているとの、報道もあります。ですから翁長さんの側もそうですけども、反対側の勢力はそれなりに準備をしているわけです。そういう政治的な力というのは決して無視できない。その点を重視していく必要があります。ですからそういう政治的力というのは沖縄県の中でどうか、全国的にどうか、ということを考えますと、盛り上がりはありません。怒りはありません。弱いです。東京はまだいいかもしれませんが、東京で10月7日に集会をやった時に350人、明治大学ホールに来ていただきました。あれは東京だから、あれだけ集まった。大阪で集まるだろうか名古屋で集まるだろうか。そのへんの関係では自治労連や自治体問題研究所の方々には非常に協力をしていただいて、一緒に活動させてしていただいているのですが、全国的な力はまだまだであって、先ほど申し上げた政治的力が情勢を動かしている。

法的な問題ですら、それを動かすのはやっぱり政治的力です。翁長知事はいろんなところで、自分1人になっても最後まで闘うと言っています。けども、それを支える力が全国的にあるかどうか、ないですね。沖縄県の中では幸い動きがある。そして集会でも300人以上集まっているわけです。沖縄県と全国的な動きとは決してリンクはしていません。そういう意味でも、法的主張を支えるだけの力というのは、そう言う運動の高まりだろうと思っています。ですから弾がまだ残っている。残っている弾をいつどのようにだしていくかというのが1つの戦術であると思います。

最高裁の判決が出てない段階であまりこのようなこと言うのは、最高裁判決で負けが確定しているようなものだと思われる。多分そうなのだろうと思います。元気を維持する形で、高裁判決許せない。次がまだある、頑張ろうと言う

風になって欲しいと思います。そういう意味で言えば政治的な主張と政治的な力というのは別ですけど別じゃない。一人一人の方々が運動していることもあれば、していない人も、いろんな人たちが、これはどうかなと思える事を裏打ちすること。今回やっぱり広がっていかないのは自治体の職場の方々にとって自分たちは関係ないと思っている。沖縄基地問題、沖縄問題、私たちの職場は関係ないと思っておられると思います。違いますよ、法定受託事務。県の方々、市町村の方々には、関わりがあります。

八重山教科書問題をご存知ですか。沖縄県の八重山地区の教科書採択騒動で、沖縄県教委、国(文部科学省)で、教科書の採択問題で色々もめた事例。皆さん法定受託事務に関与なさっていませんでしたか。国が言って来たら、そのとおりにしなくてはいけないのですか。ということに関わっているんですが、あまり現実的なものとして受け止められていない。そこは理論的弱さであり、特殊事例と言う側面がないわけでは無い。この問題は本当に生活面において地方自治の問題として受けとめられるには、まだ至っていない。私達も理論的弱さがある。私精一杯、歩み続けてきて、その都度支援してきましたが、全部やれるわけではありませんけど理論的にはそういう課題が残っていると思っています。しかし、最高裁判決が出たらどのような立場で、対応していかなければいけないのかは引き続き考えていかなければいけないというふうに思います。駆け足で論点整理も十分でなかったと思いますが、私の話とさせていただきます。

(事務局で要旨をまとめました。)